

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

あわら市及び坂井市（旧坂井町及び旧春江町）

## 2 構造改革特別区域の名称

あわら・坂井いきいき福祉輸送特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

あわら市の全域及び坂井市の区域の一部（旧坂井町及び旧春江町）

## 4 構造改革特別区域の特性

あわら市は、福井県の最北端に位置し、市の面積は116.99km<sup>2</sup>で、東西約14km、南北約14kmに広がっている。北部には北潟湖及び坂井北部丘陵地帯が、中央部にはJR芦原温泉駅とあわら温泉街を核とした2つの市街地が、南部には田園地帯が、東部には刈安山、風谷峠及び劔ヶ岳を結ぶ標高500～600mの森林地帯がそれぞれ位置している。

あわら市の南に接する坂井市の旧坂井町は、面積が31.7km<sup>2</sup>、東西10.1km、南北5.9km、高低差が5mの平坦な地形で、九頭竜川下流右岸地域に位置し、その支流の竹田川、田島川及び兵庫川の流域に広がる肥沃な大地に恵まれた農業地帯を有している。

旧坂井町の南に接する坂井市の旧春江町は、福井平野のほぼ中央に位置し、東西約8km、南北約6kmの東西に長い地形で、面積は24.43km<sup>2</sup>となっている。東は坂井市丸岡町、南西は九頭竜川を隔てて福井市に接し、中央部には町の重要な河川である磯部川が流れる平坦な地域である。

なお、この旧坂井町及び旧春江町は、平成18年3月20日に旧丸岡町及び旧三国町とともに旧坂井郡4町で合併し坂井市となったが、同市は地方自治法第202条の4第1項の規定に基づき地域自治区を設置しており、旧坂井町及び旧春江町の区域は、そのまま地域自治区である坂井市坂井町及び同市春江町の区域となっている。

平成17年国勢調査における人口（速報値）は、あわら市、旧坂井町、旧春江町それぞれ31,080人、12,953人、23,968人で、平成12年の32,178人、12,772人、23,052人からあわら市については約1,000人も減少し、これまで漸減傾向にあった人口はその減少の速度を更に加速している状況である。一方、旧坂井町及び旧春江町については、県都、福井市に近接していることから人口は増加の傾向にある。

平成17年4月1日現在の人口に占める満65歳以上の高齢者の割合は、あわら市については23.25%で、福井県平均の21.9%を上回っており、人口の高齢化が顕著となっている。旧坂井町及び旧春江町については、高齢化率は20.43%、18.41%と県平均よ

り低いものの、高齢者数は年々増加している。

住民の移動交通手段としては、あわら市、旧坂井町、旧春江町ともＪＲ北陸本線、えちぜん鉄道や京福バス、コミュニティバスなどがあるものの、運行本数が十分でないことや路線が全地域をカバーしていないことなどから、自家用車による移動が住民生活の中心になっている。特に、移動制約者が外出する際などは、家族などが運転する自家用車やタクシーに頼らざるを得ないが、家族の通勤等による時間の制約や、中山間地においてはタクシー会社が近くにないことなどの理由により、利用しにくい現状となっており、結果的にこれらの者の社会参加等に支障を来している。

#### [移動制約者の状況]

区域内の移動制約者（介護保険の要介護・要支援者、身体障害者及び知的障害者、精神障害者であって単独での移動が困難な者）の状況は、次のとおりである。

##### (1) 介護保険の要介護・要支援認定者

平成17年4月1日現在の65歳以上の高齢者人口は、あわら市7,386人、旧坂井町2,760人、旧春江町4,522人で要介護（要支援）認定者数（表1参照）はそれぞれ1,003人、375人、630人と高齢者人口の13%余りを占めている。このうち居宅介護（支援）サービス受給者数（表2参照）はそれぞれ543人、215人、373人で、高齢者人口の7.4%、7.8%、8.2%となっている。

要介護認定者及びサービス受給者のうち要介護3以上の者については、福祉車両での輸送が基本とされているが、要支援から要介護2までの1,161人については、必ずしも福祉車両での輸送が必要とはされていない。

表1 要介護（要支援）認定者数

平成17年4月1日現在 単位：人

市町名	認定区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
あわら市	第1号被保険者	139	288	154	138	150	110	979
	65歳以上75歳未満	28	35	19	14	20	14	130
	75歳以上	111	253	135	124	130	96	849
	第2号被保険者	1	8	5	4	2	4	24
	小計	140	296	159	142	152	114	1,003
旧坂井町	第1号被保険者	45	117	55	49	54	48	368
	65歳以上75歳未満	2	14	5	5	7	2	35
	75歳以上	43	103	50	44	47	46	333
	第2号被保険者	1	2	2	1	1	0	7
	小計	46	119	57	50	55	48	375
旧春江町	第1号被保険者	60	167	102	102	79	101	611
	65歳以上75歳未満	8	27	9	13	9	11	77
	75歳以上	52	140	93	89	70	90	534
	第2号被保険者	1	4	10	1	2	1	19
	小計	61	171	112	103	81	102	630
合計		247	586	328	295	288	264	2,008

表2 居宅介護（支援）サービス受給者数

平成17年4月1日現在 単位：人

市町名	区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
あわら市	第1号被保険者	106	195	104	56	51	17	529
	第2号被保険者	2	3	5	1	0	3	14
	小計	108	198	109	57	51	20	543
旧坂井町	第1号被保険者	34	87	33	23	17	16	210
	第2号被保険者	0	2	1	1	1	0	5
	小計	34	89	34	24	18	16	215
旧春江町	第1号被保険者	41	134	75	60	27	23	360
	第2号被保険者	1	3	7	1	1	0	13
	小計	42	137	82	61	28	23	373
合計		184	424	225	142	97	59	1,131

## (2) 身体障害者

平成17年4月1日現在の身体障害者手帳の所持数は、あわら市1,488人、旧坂井町535人、旧春江町885人（表3参照）で、このうち移動制約者となる視覚障害者はそれぞれ108人、46人、69人、移動制約者となり得る肢体不自由者はそれぞれ912人、305人、523人、内部障害者はそれぞれ334人、117人、190人（いずれも表3参照）となっている。肢体不自由者のうち、1・2級の者が福祉車両での輸送を必要とされている。

表3 身体障害者手帳取得者状況 平成17年4月1日現在 単位：人

	等級	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
あわら市	1	29	8	2	199	172	410
	2	42	31	0	179	5	257
	3	9	13	10	204	111	347
	4	6	28	2	193	46	275
	5	9	1	0	96	0	106
	6	13	39	0	41	0	93
	小計	108	120	14	912	334	1,488
旧坂井町	1	18	5	2	57	58	140
	2	12	13	1	65	0	91
	3	6	7	3	64	36	116
	4	4	10	2	61	23	100
	5	4	0	0	42	0	46
	6	2	24	0	16	0	42
	小計	46	59	8	305	117	535
旧春江町	1	21	3	0	115	98	237
	2	23	27	2	92	1	145
	3	5	8	7	112	52	184
	4	6	23	1	121	39	190
	5	5	0	0	61	0	66
	6	9	32	0	22	0	63
	小計	69	93	10	523	190	885
合計		223	272	32	1,740	641	2,908

視覚障害者については、ガイドヘルパーを必要とする場合があるなど、単独での移動が制限されてはいるものの、障害が重複していない場合には、輸送に際し必ずしも福祉車両が必要ではない。このため、福祉車両の機能を有しない自家用車を利用した福祉有償運送による輸送の充実が望まれる。

あわら市、旧坂井町及び旧春江町では、重度の障害者（身体障害1・2級及び知的障害重度）がタクシーを利用した場合に、運賃の一部（初乗り料金相当額。利用券は、1月当たり2枚～4枚を交付。表4参照）を助成している。

表4 平成16年度福祉タクシー利用実績

区分	あわら市	旧坂井町	旧春江町
交付者数（人）	160	54	124
利用者数（人）	3,840	580	1,129
助成額（円）	851,890	429,610	739,380

### (3) 知的障害者

平成17年4月1日現在の療育手帳所持者数は、あわら市181人、旧坂井町52人、旧春江町102人（表5参照）、うち重・中度の知的障害者は、それぞれ131人、41人、81人（表5参照）となっている。知的障害者は、交通法規の理解、安全確認などができない者が多く、介護者や環境が変わることなどによってパニックに陥る者も多い。

また、輸送に際しても環境が変わらないように運転者が同一の者であることが理想的である。このため、肢体不自由との重複障害がない知的障害者、特に重・中度の者は、心のよりどころとなるホームヘルパーの運転するセダン型等を利用した福祉有償運送が望まれる。

表5 知的障害者の障害別状況

平成17年4月1日現在 単位：人

区 分	18歳未満			18歳以上			計
	重度	中度	軽度	重度	中度	軽度	
あわら市	16	12	6	54	49	44	181
旧坂井町	6	5	3	13	17	8	52
旧春江町	13	4	6	37	27	15	102
合 計	35	21	15	104	93	67	335

#### (4)精神障害者

平成17年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、あわら市54人、旧坂井町15人、旧春江町35人で（表6参照）、うち1級の障害者で引きこもり傾向がある者（あわら市2人、旧坂井町1人、旧春江町7人）にとっては、心を許した介護者と一緒であるならば、初めて外に出ることができるようになる。輸送に際してもこうした介護者が運転することで、引きこもりの傾向がある者の外出を促進できると考えられるため、これらの者の運転するセダン型等を利用した福祉有償運送が望まれる。

表6 精神保健福祉手帳交付状況

平成17年4月1日現在 単位：人

等級	1級	2級	3級	合 計
あわら市	2	27	25	54
旧坂井町	1	7	7	15
旧春江町	7	16	12	35
合 計	10	50	44	104

#### 【公共交通機関の状況】

区域内にはあわら市及び旧春江町に合計7社のタクシー会社があるほか、公共交通機関としてJR北陸本線、えちぜん鉄道、京福バス及び自治体独自のコミュニティバスが運行されているが、運行本数が十分でないことや路線が全地域をカバーしていないことなどから、この連絡及び空白地域を補うことができるようにすることが今後の課題となっている。

## 【福祉輸送体制の状況】

### (1)福祉車両の状況

あわら市及び坂井市では、あわら市、旧坂井町及び旧春江町の区域内のタクシー会社7社を含めた福井県タクシー協会と契約し、移動制約者がタクシーを利用した際に運賃の一部を助成する事業を行っており、毎年それぞれ160人、54人、124人程度の利用があるが、高齢者や障害者等移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されているとはいえない状況にある。

### (2)訪問介護事業者・法人社会福祉協議会等の介護輸送体制の状況

区域内の社会福祉法人とNPO法人のうち、2法人が道路運送法第80条に基づく許可を申請予定である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

あわら市、旧坂井町及び旧春江町の区域における福祉運送サービスの活性化を図るため、福祉有償運送サービスを行い、既存の社会福祉法人等の活力を引き出す。

どんなに重い障害をもっていようと、生まれ育った地域で家族や地域の人たちと、ともに分け隔てなく生活し、健常者と同じように、移動制約者が生き生きと活動できるような移動体制を構築し充実を図る必要がある。

また、高齢者や障害者等、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者において、現状では主として家族が送迎を行っているが、通院や通所の送迎に伴う時間的制約が大きいと、家族の肉体的、精神的負担が非常に重くなっている。これらの解決のために、あらかじめ登録した会員に対して、セダン型の一般用車両を使い高齢者や障害者等への対応を熟知した事業者が送迎を行うことで、移動制約者の社会参加を促進するとともに、その家族の負担の軽減や就労の継続が可能となり、地域福祉の充実を推進することができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

あわら市及び坂井市は、すべての住民が健康で生きがいを持ち、楽しく安心して活力ある生活を送ることが可能な社会を目指しており、このため誰もが地域で「自立」した生活を送ることができるとともに、住みやすい福祉のまちづくりのための支援体制を確立することを目標とする。

そのためには、住民の健康を保つ一体的な保健、福祉、医療サービスを積極的に推進することが大切であり、また住民が生きがいを持てる社会参加の場が必要である。

移動制約者についても、楽しく安心して生活が送れるように支援サービスを確保す

るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援を実施し、支援を必要とする人が誰でも、必要なときに、できるだけ身近なところで、必要な支援サービスを利用できる環境の整備が不可欠である。

その一環として有償運送サービスを提供し、住民のあらゆる外出ニーズに対応することにより、身体障害者等の移動制約者を含むすべての住民が住みなれた地域で生涯にわたる生活の維持が可能となり、地域の福祉の充実を大きく推進することができる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

身体障害者をはじめとする移動制約者の在宅福祉サービスの充実を図ることにより、これらの者が隣接する区域等にある知的障害者施設、精神障害者作業所等に通所することが容易になり、その社会参加を促進し、地域で安心した生活を送ることが可能となる。

また、有償運送サービスの実施により、障害者が地域で自立した生活を送るための社会形成の足がかりとなるだけでなく、今まで移動時に付き添う必要があった家族や介護者にとっても経済的負担や肉体的・精神的負担の軽減につながるものである。さらに高齢者や障害児・者が、介護が必要となり通院や短期入所等を利用する際にも、家族の負担を軽減することが可能となる。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償輸送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 福祉タクシー事業

#### ア 内容、対象者

75歳以上の高齢者及び障害者がタクシーを利用した場合に運賃の一部（利用券1枚につき初乗り料金相当の640円。交付枚数は1月当たり2～4枚）を助成

#### イ 利用実績

利用券交付状況及び助成状況は、表4参照

#### ウ 契約事業者

福井県タクシー協会に加入する事業者（うち区域内にある事業者は7社）

## (2) 障害者支援費支給制度に基づく移動介護事業

平成15年4月から開始された身体障害者、知的障害者、障害児等に対する利用者本位の福祉サービスの居宅介護事業において、介護保険制度にはない「移動介護制度」があり、全身性障害者、視覚障害者、知的障害者及び障害児の外出支援を目的としている。

### ア 内容

通勤、通学を除き、外出が必要なときに移動介護ができるホームヘルパーを派遣する。

### イ 対象者

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者

### ウ 費用

利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定

## (3) 移送サービス

### ア 内容、対象者

社会福祉協議会及びNPO法人において、高齢者及び障害者等の移送サービス事業。おおむね高齢者及び障害者等で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、自宅から利用施設までの移動及び乗降時の介助を行う。

利用料金は、社会福祉協議会については、10分以下200円、10分を超え20分以下400円とし、乗車時間が10分を超えるごとに200円を加算する。また、NPO法人については、介護費が1時間1,000円で、2名が介助するときは、1名につき1時間1,000円を追加し、移送交通費については、走行距離に70円を乗じた金額に回送料を加算して算定する。

### イ 利用実績（平成16年度）

#### ・社会福祉協議会

利用者延人数 あわら市 544人

利用延べ回数 " 404回

#### ・NPO法人

利用者延人数 あわら市及び旧坂井町合計 705人

利用延べ回数 " 834回

### ウ 契約事業者

2社

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容



## 別紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償輸送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

区域内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人、公益法人等であわら市福祉有償運送運営協議会が認めた非営利法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

あわら市、旧坂井町又は旧春江町内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人、公益法人等の非営利法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地があわら市、旧坂井町又は旧春江町

#### (3) 事業により実現される行為

運送主体が所有する車両を用いて、要介護（要支援）認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者の移動制約者であって、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

### 5 当該規制の特例措置の内容

あわら市、旧坂井町及び旧春江町における移動制約者のうち、要介護（要支援）認定者はそれぞれ1,003人、375人、630人、身体障害者はそれぞれ1,488人、535人、885人、知的障害者はそれぞれ181人、52人、102人、精神障害者はそれぞれ54人、15人、35人となっている。

区域内には福祉車両仕様のタクシーが1台もなく、平成16年度から規制が緩和された福祉車両によるボランティア輸送についても、使用に供する車両が福祉車両に限定されているため、手軽に利用できる状況ではない。そこで、車椅子等の補装具を利用しなくてもよい視覚障害者、知的障害者等の移動制約者については、本特例を活用し、セダン型の自家用車の利用を可能とすることにより、移動手段の幅を広げるものである。

### (1) あわら市福祉有償運送運営協議会の設置

有償のボランティア運送事業の円滑な実施が確保されるよう関係機関によるあわら市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は、あわら市健康長寿課に置く。

ア 運営協議会は、あわら市が主宰し、構成員は次に掲げる者とする。

あわら市長又はその指名する職員

公共交通に関する学識経験者

あわら市社会福祉協議会長又はその指名する職員

地域住民の代表（障害者団体の代表、ケアマネージャー）

ボランティア団体の代表

市内の交通機関及び運転者の代表

道路交通に関する有識者

福井運輸支局長又はその指名する職員

その他あわら市長が認める者

### (2) 運送主体

あわら市、旧坂井町及び旧春江町で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人、公益法人等で、かつ以下に示す要件を満たすものとして運営協議会の決議を経て許可を受けた事業者とする。

ア 運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう身体障害者

その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通を利用することが困難な者

イ 会員登録簿

運送主体は、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定及び身体障害者手帳の交付等の事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

ウ 苦情処理

運送主体では、利用者の苦情受付について、会員登録時に説明し対応する。

### (3) 使用車両

ア 使用する車両は、運送主体が使用権原を有していること。この場合において運

転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面に有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確に記載されていること。

また、利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明らかにされていること。

イ 福祉車両は、車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。

ウ 福祉車両によらない場合は、運営協議会の協議によって認められたセダン型等の車両であること。

エ 外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

#### (4) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合は、地域の交通の状況等を考慮し、十分な能力及び経験を有していると認められるものとする。

#### (5) 損害賠償措置

運送に使用する車両すべてについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること。

#### (6) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。

上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1とする。

#### (7) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

#### (8) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。